

(令和6年能登半島地震により被災した世帯への生活福祉資金貸付)  
「福祉資金・緊急小口資金」特例貸付のご案内

令和6年1月15日  
社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

1. 貸付対象世帯

- (1) 令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要と設定された地域に住所を有し、被災したことにより当座の生活費を必要とする世帯。

<被災対象地域等>

- ①令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域  
②上記地震により被災したため特例措置が必要と設定された地域

- (2) 被災地から県外へ避難した者のうち、今後、避難先の都道府県に当分の間（1か月程度以上）居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者（世帯）。

2. 貸付内容

- (1) 貸付限度額 原則10万円以内  
※必要な場合20万円以内  
(死亡者・要介護者がいる、世帯員4人以上、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる等)
- (2) 据置期間 貸付けの日から1年以内
- (3) 償還期限 据置期間経過後2年以内
- (4) 利率 無利子

3. 貸付金交付

借入申込者が指定する金融機関口座に送金

※金融機関口座への振込を原則としますが、状況に応じ現金で交付します。

4. 申込必要書類（持参いただくもの）

- (1) 申込者本人と確認できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）  
(2) 通帳、キャッシュカード（ない場合は不要）  
(3) その他

5. お申込み・お問い合わせ先

お住まいの市町村（避難している市町村）の市町村社会福祉協議会

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会  
地域福祉部 生活資金班  
電話073-435-5223